

ブルネイ・ダルサラーム知的財産庁 (B R U I P O) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 B N. I
特許付与請求書（特許様式 1）	附属書 B N. II
委任状（特許様式 46）	附属書 B N. III
調査及び審査報告請求書（特許様式 12）	附属書 B N. IV
調査報告請求書（特許様式 11）	附属書 B N. V
審査報告請求書（特許様式 16）	附属書 B N. VI

略語のリスト

国内官庁：	ブルネイ・ダルサラーム知的財産庁（BruIPO）
P O：	2011 年特許令
P R：	2012 年特許規則

指定（又は選択）官庁 BN	ブルネイ・ダルサラーム知的財産庁 (BRUIPO) 国内段階に入るための要件の概要	概要 BN
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「故意ではない」及び「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	BND 500	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書 ² ）・図面の中の説明・要約 ³ PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約 ³ （これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方 ² ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：ブルネイ・ドル（BND） 出願手数料 ¹ ……………BND 160	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 出願人が提出した国際出願の翻訳文が、補正されたもののみ又は最初に提出したもののみであった場合、国内官庁は、提出されなかった翻訳文を提出するよう出願人に求める。
- 3 要約の翻訳文は、国際出願が公開されていない場合のみ要求される。

B N	ブルネイ・ダルサラーム知的財産庁 (B R U I P O) (続き)	B N
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2)	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{4, 5} 出願し特許を与えられる資格についての証拠^{4, 5} 先の出願の優先権を主張する資格についての証拠^{4, 5} 国際出願日の後に出願人の名称変更があった場合には、当該変更を証明する書類⁵ 出願人がブルネイ・ダルサラームに居住していない場合には、ブルネイ・ダルサラームにおける送達用あて名 代理人の選任書類（選任書又は委任状） 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	ブルネイ・ダルサラームに居住する自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（P C T規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

4 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

5 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の受領日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手續

BN. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階移行のための特別の様式を用意している（附属書BN. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

BN. 02 翻訳文

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

PR Sec. 92(6)

BN. 03 翻訳文（期間）

出願人が出願手数料を支払ったが翻訳文を提出しなかった場合、国内官庁は通知を行い、通知日から2箇月以内に所定の翻訳文を提出するようよう求める。

BN. 04 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書BN. I に概説されている。

BN. 05 送達用あて名

出願人がブルネイ・ダルサラームに居住していない場合には、ブルネイ・ダルサラームにおける送達用あて名を表示しなければならない。

BN. 06 代理人の選任

出願人が代理人によって代理される場合には委任状が要求される（附属書BN. III 参照）。

BN. 07 発明者

発明者の氏名及びあて名を表示すべきである。出願人がこれを表示しない場合、国内官庁は要件を充足するよう出願人に通知する。

PR Sec. 54(1)

BN. 08 年 金

国際出願日から5年目以降の各年について年金を支払う。支払は国際出願日の各年の対応日を含む月の末日までに行わなければならない。支払期日の経過から3箇月以内であれば依然として支払が可能であるが、割増料の支払を条件とする。年金の額は附属書BN. I に記載されている。

PO Sec. 29(2)(b)

PR Sec. 39

BN. 09 審 査

特許は実体審査後にのみ付与され、審査は出願人が請求しなければならない。審査請求は英語によって、特許様式12（調査及び審査報告請求書）、又は特許様式11（調査報告請求書）及び／若しくは特許様式16（審査報告請求書）を使用して行わなければならない。

審査は国際出願日から42箇月以内に請求しなければならない。

審査請求期間内に、審査請求手数料を支払わなければならない。審査手数料が支払われるまで審査請求手続は開始されない。手数料の額は附属書BN. I に記載されている。

PCT Art. 28

41

BN. 10 出願の補正

出願人は特許付与前であれば、出願時の開示内容を超えないことを条件として、いつでも出願を補正することができる。手数料の額は附属書BN. I に記載されている。

PCT Art. 25

PCT Rule 51

BN 11 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。

PCT Art. 24(2)

48(2)

PCT Rule 82bis

BN. 12 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6. 022から6. 027項を参照。

PO Sec. 40
PR Sec. 58
PCT Rule 49.6

BN. 13 権利の回復

出願人が故意によるものでなく又は状況において要求される正当な注意を払ったにもかかわらず、適用される期間内に第22条に規定する行為を遂行しなかった場合には、権利の回復を請求することができる。権利の回復請求は、期間を遵守しなかった理由が解消してから2箇月以内、又は適用される期間の経過から12箇月以内のいずれか先に満了する期間内に、書面で行わなければならない。この2箇月以内に、遵守しなかった行為を完了させ、権利回復手数料（附属書BN. I 参照）を支払わなければならない。

手 数 料

(通貨：ブルネイ・ドル (BND))

出願手数料	160
審査請求	1, 100
調査及び審査請求	2, 600
出願の補正手数料	100
権利回復手数料	500
回復手数料	500
年 金	
－第5年度から第7年度まで、各年	160
－第8年度から第10年度まで、各年	270
－第11年度から第13年度まで、各年	350
－第14年度から第16年度まで、各年	450
－第17年度から第19年度まで、各年	550
－第20年度	650
年金遅延支払の割増料	
－1箇月以内	50
－超過各月につき（6箇月以内）	100

手数料の支払方法

手数料支払はブルネイ・ドル建で行わなければならない。すべての支払には、出願番号（判明している場合には国内番号、国内番号が不明であれば国際番号）、出願人の氏名若しくは名称、及び支払われる手数料の種類を表示しなければならない。

国内官庁に対する支払は、現金、小切手又は銀行為替で行うことができる。銀行振込による支払は次の銀行に行うべきである：

口座名義人： Government of Brunei Darussalam
 銀行名： Baiduri Bank Berhad
 口座番号： 02-08-111-27888
 あて名： Baiduri Bank Headquarters, No.1 Jalan Gadong, Bandar Seri Begawan, Brunei Muara,
 BA1511, Brunei Darussalam
 Swiftコード： BAIDBNBB

様式（附属書BN. II－VI）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 BN. II 特許付与請求書（特許様式 1）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_bn.pdf

附属書 BN. III 委任状（特許様式 46）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_bn.pdf

附属書 BN. IV 調査及び審査報告請求書（特許様式 12）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_bn.pdf

附属書 BN. V 調査報告請求書（特許様式 11）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_bn.pdf

附属書 BN. VI 審査報告請求書（特許様式 16）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VI_bn.pdf